

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事務基礎項目評価書【令和7年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

大分県別府市長

公表日

令和7年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事務
②事務の概要	<p>【概要】 低所得の子育て世帯・ひとり親世帯を見舞う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和3年5月28日付け子発0528第1号厚労省通知別紙）、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和4年5月24日付け子発0524第2号厚労省通知別紙）、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和5年4月10日付けこ支家第13号こども家庭庁通知別紙）、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和5年4月10日付けこ支家第14号こども家庭庁通知別紙）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【支給事務】</p> <ol style="list-style-type: none">1 申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務2 決定通知、諸通知発送に関する事務3 給付金に関する事務
③システムの名称	児童手当システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、児童扶養手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給情報ファイル 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。）第2条の表160の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL0977-21-1251 mail:gen-ga@city.beppu.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども部 子育て支援課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL0977-21-1427 mail:fas-hw@city.beppu.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録事務では、本人からマイナンバーを取得することを徹底し、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する場合は複数人で確認するなどの措置を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該システムへのアクセスにおいては、生体認証によって厳格な本人認証を行うとともに、アクセス権限の付与を必要最低限の職員に限定している。年度ごとの人事異動や定年退職等により業務を離れた職員については権限を削除している。 また、アクセスログを記録しシステムの利用状況を追跡調査できる環境を整備している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(令和3年9月1日の改正番号法施行以降は第8号)	番号法第19条第8号	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和4年7月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和3年5月28日付子発0528第1号厚労省通知別紙)」及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定にしたがい、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和3年5月28日付子発0528第1号厚労省通知別紙)」、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和4年5月24日付子発0524第2号厚労省通知別紙)」及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定にしたがい、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事前	
令和5年7月14日	表紙(評価書名)	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事務 基礎項目評価書	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事務 基礎項目評価書	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(特定公的給付の指定に伴う文言修正)
令和5年7月14日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	別府市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	別府市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(特定公的給付の指定に伴う支給対象者の追加)
令和5年7月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事務	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事務	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(特定公的給付の指定に伴う文言修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【概要】 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和3年5月28日付子発0528第1号厚労省通知別紙)」、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和4年5月24日付子発0524第2号厚労省通知別紙)」及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定にしたがい、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	【概要】 低所得の子育て世帯・ひとり親世帯を見舞う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和3年5月28日付子発0528第1号厚労省通知別紙)、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和4年5月24日付子発0524第2号厚労省通知別紙)、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和5年4月10日付けこ支家第13号こども家庭庁通知別紙)、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和5年4月10日付けこ支家第14号こども家庭庁通知別紙)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(特定公的給付の指定に伴う支給対象者の追加)
令和5年7月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	児童手当システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、児童扶養手当システム	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(ひとり親世帯の確認のため、利用システムの追加)
令和5年7月14日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給情報ファイル	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給情報ファイル 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給情報ファイル	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(特定公的給付の指定に伴う文言修正)
令和5年7月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1号 別表第一の100の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条	番号法第9条第1号 別表第一の101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和5年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	市民福祉部 子育て支援課	こども部 子育て支援課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和5年7月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民福祉部 子育て支援課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL0977-21-1427 mail:fas-hw@city.beppu.lg.jp	こども部 子育て支援課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL0977-21-1427 mail:fas-hw@city.beppu.lg.jp	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一の101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表135の項	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和6年8月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	【情報照会】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表160の項	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和7年9月18日	評価書名	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事務基礎項目評価書	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事務基礎項目評価書【令和7年3月31日終了】	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない
令和7年9月18日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新設項目の内容記載 (判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録事務では、本人からマイナンバーを取得することを徹底し、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する場合は複数人で確認するなどの措置を講じている。)	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への移行)
令和7年9月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設項目の内容記載 (判断の根拠 当該システムへのアクセスにおいては、生体認証によって厳格な本人認証を行うとともに、アクセス権限の付与を必要最低限の職員に限定している。年度ごとの人事異動や定年退職等により業務を離れた職員については権限を削除している。 また、アクセスログを記録しシステムの利用状況を追跡調査できる環境を整備している。)	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への移行)